

【参考】策定体制・計画構成・用語集

1. 策定体制	226
(1) 策定体制	226
(2) 各種会議の開催時期及び議題等	226
(3) 委員名簿	223
2. 計画構成	229
3. 用語集	230

序章 はじめに

1. 背景と目的

鳥羽市(以下、「本市」という。)では、急速な人口減少・少子高齢化による市街地の空洞化が深刻化しています。また、今後も一層深刻化が予想され、医療・福祉・商業等の生活サービス水準を維持していくことが困難になる恐れがあります。さらに、この状況が悪化すれば、老朽化する公共施設等を維持するための財政負担も増加し、公共サービス等の質の低下や居住環境の悪化も予測されます。

そうしたなか、人口減少に対応した都市のあり方として、コンパクト・プラス・ネットワークを前提とした都市構造への転換を、国や多くの自治体等が進めており、本市においても取り組む必要性が高まっています。

コンパクト・プラス・ネットワークとは、人口が減少する中でも、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導しつつ、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、生活サービスへのアクセスを確保しながら一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティの持続性を高める考え方です。

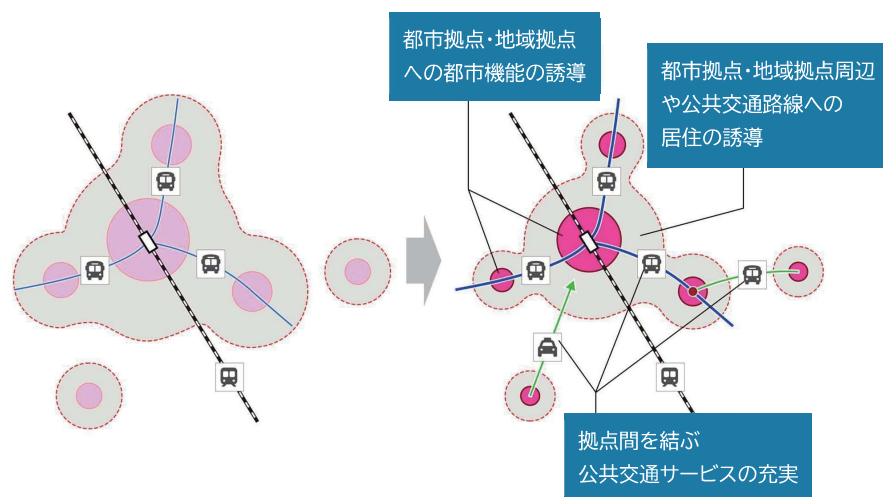
なお、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方は、離島部や中山間部を切り捨て、都市の中心の一箇所に全ての都市機能や居住を集約するものではなく、また短期間かつ強制的に集約するものでもありません。一極集中が進み、その他の地域での生活が不便になるといった事が起こらないよう、郊外部も含めた多極化・ネットワーク化、及び緩やかで時間をかけた誘導を基本としています。

また近年では、大規模災害が頻発しており、その対応のため国や多くの自治体等で土地利用や都市施設等のあり方が見直されています。本市においては南海トラフ地震による津波被害の危険性が特に高くなっており、それを踏まえた土地利用や都市施設等のあり方を考える必要があります。

2. 立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第 81 条に規定する「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」であり、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導によりコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取り組みを推進しようとするものです。

コンパクト・プラス・ネットワークの形成を目指す気運が高まっていることを受けて、平成 26 年(2014 年)に都市再生特別措置法が改正され、市町村は立地適正化計画を定めることが可能となりました。



出典：出典：立地適正化計画の手引き【基本編】(令和 7 年(2025 年)4 月改訂)をもとに作成

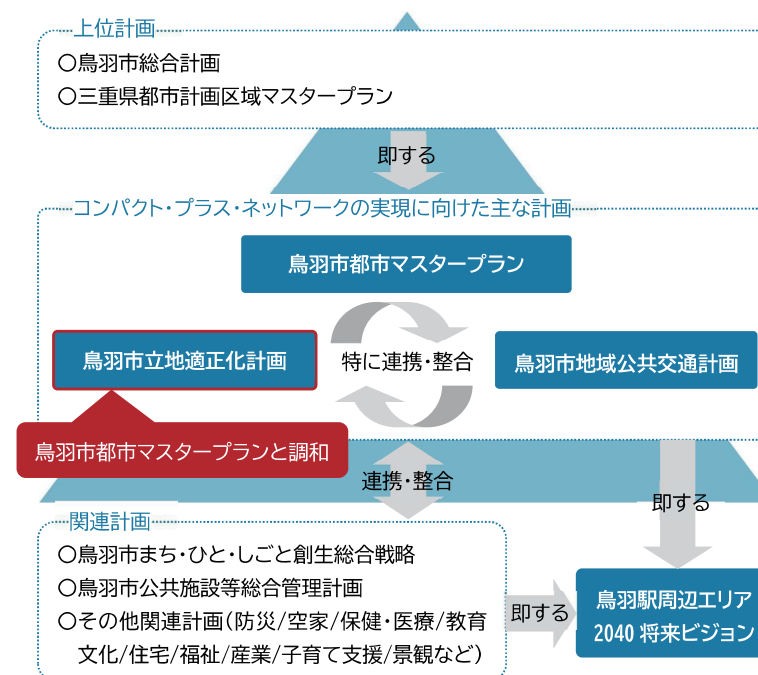
3. 鳥羽市立地適正化計画の概要

(1) 計画の位置づけ

鳥羽市立地適正化計画(以下、「本計画」という。)は、「鳥羽市総合計画」及び「鳥羽市都市マスタープラン」で掲げる将来像「誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽」の実現に向けたアクションプランとして位置づけます。

また、本計画は、「鳥羽市総合計画」及び「三重県都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、「鳥羽市都市マスタープラン」と調和が保たれたものとするとし、本市が策定するその他の関連計画との連携・整合を図ります。

なお、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、関連計画のうち「鳥羽市地域公共交通計画」とは特に連携・整合を図ります。



(2) 計画の対象区域

鳥羽都市計画区域を対象とします。

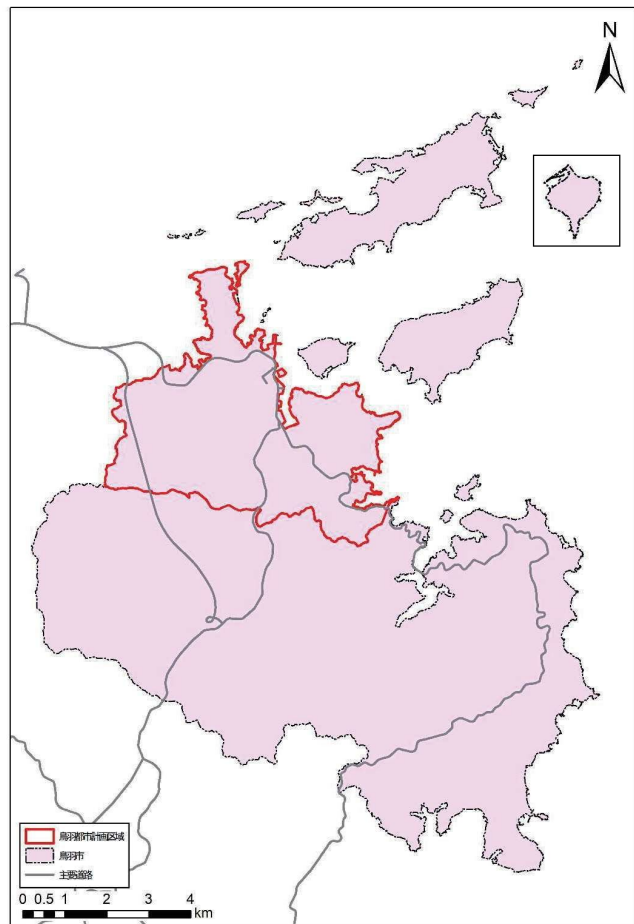


図 鳥羽都市計画区域

(3) 計画の目標年次

本計画は概ね 20 年後の都市を見据えながら各取り組みを進めるものですが、本市の都市計画に関する基本的な方針を示す「鳥羽市都市マスタープラン」と整合を図り、令和 16 年(2034 年)を目標年次とします。

第 1 章 都市の現状と課題